

令和5年度
周南市指定地域密着型
サービス事業者
集団指導資料

周南市指導監査室

目次

- I 運営指導及び監査の実施状況と主な指摘事項について**
- II 令和6年度介護報酬改定等について**
- III 令和6年4月1日より義務化の項目について**
- IV 運営上の注意事項について**
- V 指導監査室への申請・届出について**

I 運営指導及び監査の実施状況と主な指摘事項について

＜運営指導及び監査の実施状況＞

＜運営指導及び監査における主な指摘事項＞

1. 虐待の防止について（改善勧告）
2. 勤務体制について
3. ハラスメント対策について
4. 非常災害対策について
5. サービス計画の同意について
6. サービス提供の記録について
7. 地域密着型通所介護計画について
8. 地域密着型通所介護費について

<運営指導及び監査の実施状況>

R5年度

- | | |
|--------------------|------|
| ■ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 1事業所 |
| ■ 地域密着型通所介護 | 8事業所 |
| ■ 小規模多機能型居宅介護 | 2事業所 |
| ■ 認知症対応型共同生活介護 | 6事業所 |

指摘件数	改善勧告	1件
	文書指導	4件
	口頭指導	56件

※再指摘の項目あり。

※指摘を受けた項目については早期に対応し、適正な事業運営に努めること。

<運営指導及び監査における主な指摘事項>

※全サービス種別について記載

1. 虐待の防止について(改善勧告)

心理的及び身体的虐待が認定された。

⇒ 虐待の再発を防止するために必要な措置を講じること。
職場環境の改善に努めること。

※高年齢者虐待防止の推進については25ページを参照

2. 勤務体制について

職種ごとの人員の配置を明確にすること。

人員基準について、歴月だけでなく日ごとでも満たすこと。

利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業員の勤務体制を定めておかなければならない。

3. ハラスメント対策について

ハラスメントの防止のための措置が講じられていない。

⇒ 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

■ 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発

■ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

4. 非常災害対策について

非常災害に関する具体的計画は、実際に災害が起こった際に、利用者等の安全が確保できる実効性のあるものとする。

⇒ 火災のみでなく、風水害、地震等を想定した訓練も実施
非常災害に関する具体的計画を立て、従業員へ周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

5. サービス計画の同意について

サービス計画の同意の署名欄に家族の氏名のみが記載されている。

⇒ 同意については、利用者の署名を得ること。
(利用者の事情により利用者の署名を得がたい場合は、
代筆可。ただし、代筆者の氏名・続柄を記載する等、
代筆と分かるように記載すること。)

6. サービス提供の記録について

サービス提供の記録について、日誌及びケース記録等を整合させること。

⇒ サービスを提供した際は、提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を正確に記録すること。

⇒ サービスに変更が生じた場合は、その理由等を記録に残すこと。

7. 地域密着型通所介護計画について

目標の達成状況を評価し、記録すること。

短期目標の期間終了後に、目標及び提供サービスを継続した時は、継続に至った経緯及び継続期間を記録すること。

指定居宅介護支援事業者と密接に連携し、居宅サービス計画の内容に沿って作成すること。

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画を作成しなければならない。

8. 地域密着型通所介護費について

通所サービスの提供時間に、理美容サービスに要した時間を含んで算定していた事例について、介護報酬の自主返還を行うこと。

⇒ 地域密着型通所介護費の算定における所要時間の区分については、現に要した時間ではなく、地域密着型通所介護計画に位置付けられた内容の地域密着型通所介護を行うための標準的な時間によることとされており、その提供時間には理美容サービスに要した時間は含まれないことに留意すること。

Ⅱ 令和6年度介護報酬改定等について

改定内容は多岐に渡っており、サービスの種類によって異なるため、各事業所において基準等を必ず確認してください。

※厚生労働省発出の通知等は市ホームページにも掲載しています。

加算の算定に当たっては下記の事項に留意してください。

- ➔ 国から発出された通知等を確認していますか。
- ➔ 算定していた加算について、廃止や区分の見直し、算定要件の変更等はありませんか。
- ➔ 届出をしなければ算定できない加算ではありませんか。

業務継続計画未実施減算、高齢者虐待防止措置未実施減算が創設され、業務継続計画策定、高齢者虐待防止措置へ未対応の事業所には減算が適用されます。（一部経過措置期間あり）

- ➔ 基準の内容を理解し、必要な体制を整備していますか。

全サービス共通

改定事項

- ① 3(2)⑦人員配置基準における両立支援への配慮★
- ② 3(3)①管理者の責務及び兼務範囲の明確化等★
- ③ 3(3)②いわゆるローカルルールについて★
- ④ 5①「書面掲示」規制の見直し★

(令和6年1月22日 社会保障審議会 介護給付費分科会 参考資料1 より抜粋)

※介護予防についても同様の措置を講ずる場合には★を付記しています。

1. (6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

改定事項

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護基本報酬
- ① 1(2)④総合マネジメント体制強化加算の見直し
- ② 1(4)③訪問看護等におけるターミナルケア加算の見直し
- ③ 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- ④ 1(6)①高齢者虐待防止の推進
- ⑤ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進
- ⑥ 1(7)①訪問系サービスにおける認知症専門ケア加算の見直し
- ⑦ 2(1)⑮訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化
- ⑧ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化
- ⑨ 3(2)①テレワークの取扱い
- ⑩ 3(3)③訪問看護等における24時間対応体制の充実
- ⑪ 3(3)⑤退院時共同指導の指導内容の提供方法の柔軟化
- ⑫ 3(3)⑪随時対応サービスの集約化できる範囲の見直し
- ⑬ 4(2)②定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本報酬の見直し
- ⑭ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化
- ⑮ 5③特別地域加算の対象地域の見直し

2. (1) 通所介護・地域密着型通所介護①

改定事項

- 通所介護・地域密着型通所介護基本報酬
- ① 1(2)②豪雪地帯等において急な気象状況の悪化等があった場合の通所介護費等の所要時間の取扱いの明確化
- ② 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- ③ 1(6)①高齢者虐待防止の推進
- ④ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進
- ⑤ 1(7)③通所介護・地域密着型通所介護における認知症加算の見直し
- ⑥ 2(1)③リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直し
- ⑦ 2(2)①通所介護等における入浴介助加算の見直し
- ⑧ 2(3)①科学的介護推進体制加算の見直し
- ⑨ 2(3)③アウトカム評価の充実のためのADL維持等加算の見直し
- ⑩ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化
- ⑪ 3(2)①テレワークの取扱い

2. (1) 通所介護・地域密着型通所介護②

改定事項

- ⑫ 3(2)⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し
- ⑬ 3(3)⑦通所介護、地域密着型通所介護における個別機能訓練加算の人員配置要件の緩和及び評価の見直し
- ⑭ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化
- ⑮ 5⑤通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化

2. (2) 認知症対応型通所介護

改定事項

- 認知症対応型通所介護基本報酬
- ① 1(2)②豪雪地帯等において急な気象状況の悪化等があった場合の通所介護費等の所要時間の取扱いの明確化★
- ② 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
- ③ 1(6)①高齢者虐待防止の推進★
- ④ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進★
- ⑤ 2(1)③リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直し★
- ⑥ 2(2)①通所介護等における入浴介助加算の見直し★
- ⑦ 2(3)①科学的介護推進体制加算の見直し★
- ⑧ 2(3)③アウトカム評価の充実のためのADL維持等加算の見直し
- ⑨ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベアアップ等支援加算の一本化★
- ⑩ 3(2)①テレワークの取扱い★
- ⑪ 3(2)⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し★
- ⑫ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化★
- ⑬ 5⑤通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化★

4. (1) 小規模多機能型居宅介護

改定事項

- 小規模多機能型居宅介護基本報酬
- ① 1(2)④総合マネジメント体制強化加算の見直し★
- ② 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
- ③ 1(6)①高齢者虐待防止の推進★
- ④ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進★
- ⑤ 1(7)④(看護)小規模多機能型居宅介護における認知症対応力の強化
- ⑥ 2(3)①科学的介護推進体制加算の見直し★
- ⑦ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化★
- ⑧ 3(2)①テレワークの取扱い★
- ⑨ 3(2)②利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け★
- ⑩ 3(2)③介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進★
- ⑪ 3(2)⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し★
- ⑫ 3(3)⑫(看護)小規模多機能型居宅介護における管理者の配置基準の見直し★
- ⑬ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化★
- ⑭ 5③特別地域加算の対象地域の見直し★

7. (2) 認知症対応型共同生活介護①

改定事項

- 認知症対応型共同生活介護基本報酬
- ① 1(3)⑭認知症対応型共同生活介護における医療連携体制加算の見直し
- ② 1(3)⑱協力医療機関との連携体制の構築★
- ③ 1(3)⑲協力医療機関との定期的な会議の実施
- ④ 1(3)㉑入院時等の医療機関への情報提供★
- ⑤ 1(5)①高齢者施設等における感染症対応力の向上★
- ⑥ 1(5)②施設内療養を行う高齢者施設等への対応★
- ⑦ 1(5)③新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携★
- ⑧ 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
- ⑨ 1(6)①高齢者虐待防止の推進★
- ⑩ 1(7)⑤認知症対応型共同生活介護、介護保険施設における平時からの認知症の行動・心理症状の予防、早期対応の推進★
- ⑪ 2(3)①科学的介護推進体制加算の見直し★
- ⑫ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化★

7. (2) 認知症対応型共同生活介護②

改定事項

- ⑬ 3(2)①テレワークの取扱い★
- ⑭ 3(2)②利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け★
- ⑮ 3(2)③介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進★
- ⑯ 3(2)⑥認知症対応型共同生活介護における夜間支援体制加算の見直し★
- ⑰ 3(2)⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し★

8. (1) 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護①

改定事項

- 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護基本報酬
- ① ○ 1 (3) ⑮配置医師緊急時対応加算の見直し
- ② ○ 1 (3) ⑯介護老人福祉施設等における給付調整のわかりやすい周知
- ③ ○ 1 (3) ⑰介護老人福祉施設等における透析が必要な者に対する送迎の評価
- ④ ○ 1 (3) ⑲協力医療機関との連携体制の構築
- ⑤ ○ 1 (3) ⑳協力医療機関との定期的な会議の実施
- ⑥ ○ 1 (3) ㉑入院時等の医療機関への情報提供
- ⑦ ○ 1 (3) ㉒介護老人福祉施設等における緊急時等の対応方法の定期的な見直し
- ⑧ ○ 1 (5) ①高齢者施設等における感染症対応力の向上
- ⑨ ○ 1 (5) ②施設内療養を行う高齢者施設等への対応
- ⑩ ○ 1 (5) ③新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携
- ⑪ ○ 1 (5) ④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- ⑫ ○ 1 (6) ①高齢者虐待防止の推進
- ⑬ ○ 1 (7) ⑤認知症対応型共同生活介護、介護保険施設における平時からの認知症の行動・心理症状の予防、早期対応の推進
- ⑭ ○ 2 (1) ②介護保険施設におけるリハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組の推進

8. (1) 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護②

改定事項

- ⑮ ○ 2 (1) ③リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直し
- ⑯ ○ 2 (1) ⑱介護保険施設サービスにおける口腔衛生管理の強化
- ⑰ ○ 2 (1) ㉑退所者の栄養管理に関する情報連携の促進
- ⑱ ○ 2 (1) ㉒再入所時栄養連携加算の対象の見直し
- ⑲ ○ 2 (2) ③ユニットケア施設管理者研修の努力義務化
- ⑳ ○ 2 (3) ①科学的介護推進体制加算の見直し
- ㉑ ○ 2 (3) ②自立支援促進加算の見直し
- ㉒ ○ 2 (3) ③アウトカム評価の充実のためのADL維持等加算の見直し
- ㉓ ○ 2 (3) ④アウトカム評価の充実のための排せつ支援加算の見直し
- ㉔ ○ 2 (3) ⑤アウトカム評価の充実のための褥瘡マネジメント加算等の見直し
- ㉕ ○ 3 (1) ①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化
- ㉖ ○ 3 (2) ①テレワークの取扱い
- ㉗ ○ 3 (2) ②利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

8. (1) 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護③

改定事項

- ⑳ ○ 3(2)③介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進
- ㉑ ○ 3(2)⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し
- ㉒ ○ 3(3)⑩ユニット間の勤務体制に係る取扱いの明確化
- ㉓ ○ 3(3)⑰小規模介護老人福祉施設の配置基準の見直し
- ㉔ ○ 4(2)③経過的小規模介護老人福祉施設等の範囲の見直し

Ⅲ 令和6年4月1日より義務化の項目について

- 1. 感染症や災害への対応力強化及び高齢者虐待防止の推進について**
- 2. 認知症介護基礎研修の受講の義務付けについて**

1. 感染症や災害への対応力強化及び高齢者虐待防止の推進について

次の項目について、体制を整備すること。

	感染症の予防及びまん延防止	業務継続計画	虐待の防止
指針の整備	「介護現場における感染対策の手引き」を参照	「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時（自然災害発生時）の業務計画ガイドライン」を参照、定期的に見直し	「虐待防止のための指針」
委員会の開催	おおむね6月に1回以上 介護老人福祉施設は3月に1回以上	-	定期的に開催
研修の実施	年1回以上 グループホーム、介護老人福祉施設は年2回以上 新規採用時は実施が望ましい。 介護老人福祉施設は必ず実施	年1回以上 グループホーム、介護老人福祉施設は年2回以上 新規採用時は実施が望ましい。 グループホーム、介護老人福祉施設は別で実施すること。	年1回以上 グループホーム、介護老人福祉施設は年2回以上 新規採用時は必ず実施
訓練の実施	年1回以上 グループホーム、介護老人福祉施設は年2回以上	年1回以上 グループホーム、介護老人福祉施設は年2回以上	-
担当者の設置	要	-	要

※虐待の防止のための措置に関する事項については、運営規程に定めること。

※令和6年度介護報酬改定により業務継続計画未実施減算、高齢者虐待防止措置未実施減算が創設。

2. 認知症介護基礎研修の受講の義務付けについて

全ての介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

- 医療・福祉関係の資格を有さない者を対象とする。

IV 運営上の注意事項について

- 1. 新型コロナに係る臨時的な取扱い**
- 2. 事業所の人事異動に伴う加算要件確認**
- 3. 地域密着型サービスの提供**
- 4. 非常災害対策**
- 5. 運営推進会議、介護・医療連携推進会議の実施**
- 6. 外部評価**
- 7. 身体的拘束等の適正化**
- 8. 事故発生時の対応**
- 9. 質問について**

1. 新型コロナに係る臨時的な取扱い

厚生労働省発出の令和5年5月1日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」を確認

※厚生労働省のホームページに内容をまとめたものを掲載中

※位置づけの変更後も当面の間継続される臨時的な取扱いもあるが、その適用は、新型コロナ感染者（又はその疑いがある者）の発生やサービスの継続に必要な新型コロナの感染対策の実施等により、通常必要なサービスの提供に影響があった場合に厳に限る

2. 事業所の人事異動に伴う加算要件確認

人員基準における資格要件

算定している各加算における人員配置要件

人員配置要件を満たさなくなった場合は、速やかに介護給付費算定に係る体制等に関する届（加算終了）が必要

3. 地域密着型サービスの提供

サービス提供できるのは、原則として事業所が所在する市町村の住民のみ

サービス提供前に被保険者証で必ず住所を確認

他市町村の住民がサービス利用希望の場合は事前に指導
監査室へ相談

4. 非常災害対策

近年、豪雨や台風、地震等による自然災害が増加

- ★ **非常災害対策計画の策定**
- ★ **周南市ハザードマップにおいて警戒区域等に位置している事業所は、水防法、土砂災害防止法により、「避難確保計画」も策定**
- ★ **関係機関への通報及び連携体制の整備**
- ★ **定期的に避難、救助その他必要な訓練を実施**

5. 運営推進会議、介護・医療連携推進会議の実施

目的：事業所が、利用者、地域の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ること。

開催回数：サービスの種類ごとに決められた回数

認知症対応型共同生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

小規模多機能型居宅介護

⇒ おおむね 2 か月に 1 回

認知症対応型通所介護

地域密着型通所介護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

⇒ おおむね 6 か月に 1 回

市ホームページ掲載の「地域密着型サービスにおける運営推進会議及び介護・医療連携推進会議の進め方」を参考

6. 外部評価

(小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

目 的：サービスの改善及び質の向上

方 法：事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について、第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行い、それらの結果を公表

頻 度：1年に1回以上

7. 身体的拘束等の適正化

(認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

身体的拘束等は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行ってはならない。

- **緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合**
 - ➡ **態様、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等を記録**
- **指針作成** ➡ **適宜見直し**
- **検討委員会の開催** ➡ **3か月に1回以上**
- **従業者に対する研修** ➡ **年2回以上実施、新規採用時も実施**

※令和6年度の改定により、身体拘束等の適正化について、全サービスが対象
詳細については、改定内容を確認すること

8. 事故発生時の対応

介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、担当の居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

事故報告書の提出先：市高齢者支援課

電話：0834-22-8467

メール：koreishien@city.shunan.lg.jp

提出方法：メール、持参、郵送

9. 質問について

運営する上で疑問が生じた場合は…

**「地域密着型サービスに関する質問票」を作成し、指導監査室へ
メールで提出**

(指導監査室メールアドレス: shidokansa@city.shunan.lg.jp)

※様式は市ホームページに掲載

関係法令等をよく読んだ上、**事業所の考えも質問票に記入**

質問内容によっては、市高齢者支援課から回答

V 指導監査室への申請・届出について

- 1. 指定更新申請**
- 2. 変更届**
- 3. 介護給付費算定に係る体制等に関する届**
- 4. 廃止・休止・再開届**
- 5. 処遇改善加算等関係**
- 6. 業務管理体制に係る届出**
- 7. 届出方法等について**

1. 指定更新申請

- 指定の有効期間は6年間
- 更新する場合は、**提出期限までに指定・更新申請書及び必要な添付書類を提出**
- 地域密着型サービス運営委員会に諮り、指定更新に関する意見を聴く必要があるため、**提出期限厳守**

指定更新日	委員会開催月	提出期限
7月～10月	6月	5月第2金曜日
11月～2月	10月	9月第2金曜日
3月～6月	2月	1月第2金曜日

2. 変更届

変更のあった日から10日以内に変更届出書及び添付書類を提出

変更届が必要な事項（主なもの）

- 事業所の名称、所在地、建物の構造、専用区画
- 管理者の氏名及び住所
- 申請者の名称
- 代表者の氏名、住所及び職名
- 運営規程
- 登記事項又は条例等（指定に係るもの）

変更届が必要な事項や添付書類は、サービスの種類によって異なるため、市ホームページで確認

3. 介護給付費算定に係る体制等に関する届

◆加算の新規算定や区分変更する場合…

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ・加算ごとに必要な添付書類

を提出

◆加算の算定を終了する場合…

➡ **速やかに届出**

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

を提出

サービス種別	届出受理日	算定時期
グループホーム、 地域密着型介護 老人福祉施設入 所者生活介護、 地域密着型特定 施設入居者生活 介護	毎月2日以降 月末まで	翌月
	毎月1日	当該月
上記以外のサー ビス	毎月15日以前	翌月
	毎月16日以降	翌々月

4. 廃止・休止・再開届

必ず事前に指導監査室へ相談

廃止・休止予定日の1か月前までに届出

再開後10日以内に届出

5. 処遇改善加算等関係

(令和6年6月施行)

「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」、「介護職員等ベースアップ等支援加算」の「介護職員等処遇改善加算」への一本化

介護職員処遇改善加算等を算定する場合は、「介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書」を提出

→ 提出期限は40ページを参照

※ただし、令和6年4月または5月から算定する場合は、令和6年4月15日（月）までに提出

加算を算定した場合は、「介護職員等処遇改善加算等実績報告書」を提出

→ 各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに提出

※計画書・報告書はExcel形式で提出すること。

6. 業務管理体制に係る届出

法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るもの。

届出事業者：地域密着型サービス（予防を含む。）のみを行う事業者であって、事業所等が周南市のみに所在する事業者

届出内容：法令遵守責任者の選任、業務規程の整備、定期的な監査の方法

- ・届出内容は事業所数により異なります。
- ・届出内容に変更がある場合は、変更届が必要
- ・詳しくは指導監査室へ

7. 届出方法等について

書類は原則メールで提出

(指導監査室メールアドレス: shidokansa@city.shunan.lg.jp)

各種様式は指導監査室のホームページに掲載

申請書や各種届出は指導監査室に登録しているアドレスから届いたもののみ
真正なものとして扱います。

アドレス変更等の希望がある場合は連絡すること。

お知らせはメールで行うのでこまめに確認すること。

※添付ファイルがあるメールは「総合オンラインストレージサービス (DECO)」から送信
されます。ファイル保存期間 (7日間) を過ぎるとダウンロードできなくなりますので、
ご注意ください。

登録されたアドレスは、指導監査室以外の高齢者福祉関係部局がお知らせ等で使用する
ことがあります。

指定申請等の「電子申請・届出システム」の利用開始について

1. 電子申請・届出システムとは

介護分野の文書に係る負担軽減を目的として、厚生労働省が整備・運用するシステムです。

＜厚生労働省ホームページ＞ <https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

2. 利用開始時期について

周南市におけるシステム利用開始時期は、令和6年10月を予定しています。

※詳細が決まり次第、市ホームページにてお知らせします。

3. システムの利用にあたって

システムを利用するためには、GビズIDアカウントの取得が必要となりますので、速やかに利用開始ができるよう、早めのご準備をお願いいたします。

※GビズIDとは、法人・個人事業主向け共通認証システムです。

※GビズIDを取得すると、一つのID・パスワードで、複数の行政サービスにログインできます。

＜GビズIDホームページ＞ <https://gbiz-id.go.jp/top/>